

# 平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 3234 事業名: 保健衛生普及費  
 細事業名: \_\_\_\_\_

政策体系上の位置付け (参考)  平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る  
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する  
 主な施策: (1) 市民の健康づくりへの支援

所管部署名  
 部局名: 市民部  
 課名: 国保医療課

科目CD. 2080101 作成日 平成20年10月24日

事業分類: B:ソフト事業  
 新規事業  時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)  
国民健康保険法、南丹市国民健康保険条例

事業運営方法  直営  一部委託  全部委託  補助等

委託先  民間  三セク  NPO  学校  自治会・地縁団体  
 その他 ( 京都府国民健康保険団体連合会 )

事業概要	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)	保健事業を推進することにより、市民の健康に対する意識を高めるとともに、医療費の適正化を促進することにより、国民健康保険財政の安定化を図ることを目的とする。
◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)	被保険者が受診された医療の内容を通知する。(2ヵ月に1回)
◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)	国民健康保険被保険者世帯
◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)	医療費通知を実施し、市民の健康に対する意識を高め、受診回数を減少させることで、医療費の抑制につなげる。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 医療費通知世帯数/年					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
対象指標	① 被保険者世帯数 (3月末現)					
	②					
	③					
成果指標	① 全被保世帯に対する通知割					
	②					
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

本事業を実施することによる医療費の適正化や抑制効果を計る指標がないため、効果が実感できない部分がある。市民の中には、医療費通知を廃止し、その分国保税を減額するよう希望する人がある。

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

近隣市町においても同事業を実施している。

決算(予算)額	(千円)	2,925	3,594	2,561	2,490
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	1,502	2,263	1,907
	地方債	(千円)	0	0	0
	一般財源	(千円)	1,423	1,331	654
職員従事時間	(人)		0.01		
人件費 ※	(千円)		26		
トータルコスト ※	(千円)		3,620		

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。  
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

**【公共性の評価】**

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業     市が実施すべき事業     行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない     民間等での実施も可能

説明: 個人情報であるため保険者である市でしか実施できない

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業     施策等の方向とマッチしていない

説明: 医療費の抑制、適正化に資する事業となっている

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である     的を得た対象となっていない

説明:

**【有効性の評価】**

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的     当初の予想どおり     予想しても有効的でなかった

説明: 被保険者の健康意識を高めることには有効的である

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的     当初の予想どおり     想定よりも有効的でなかった

説明: 健康維持・増進意識を高め、医療費の適正化を図るために有効

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい     小さい     無い

説明: 大きな効果は期待できない

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能     統合や連携はできない     類似事業がない

説明: 事業の性格上、統合や連携は不可能

**新たに生じた課題・解決できなかった課題等**

事業を実施することによる医療費の適正化や抑制効果を計る指標がないため、効果が実感できない部分がある。

**改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)**

**【緊急性の評価】**

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある     他事業よりも効果が大い     早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い     市民の生命・財産を守るため     緊急性は低い

説明:

**【効率性の評価】**

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり     削減の余地なし

説明: 通知の回数を減らす

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担     見直す必要あり     負担を強いる事業ではない

説明: 市から通知を行うのみ

**【協働性の評価】**

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き     協働では実施していない     協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部     市民等が主体となって実施

説明: 個人情報であるため市民との協働事業としては不向き

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり     余地なし

説明: 個人情報であるため市民との協働事業としての推進の余地はなし

**所 属 長 総 括 評 価**

医療費通知により、市民の健康に対する意識を高め、健康の維持・増進を図った。今後は、特定健診の実施による保健指導等と併せて総合的な取り組みを進め、健康推進と医療費の適正化に努める必要がある。府調整交付金により財源措置されているとともに、財政調整交付金(特々)交付の判定対象事業となっているため、継続が必要。

**※事務局使用欄**

一次評価	継続 (現状維持)	成果 (効果) の向上を計りながら、コストの削減を図られたい。
二次評価	継続 (現状維持)	医療費の通知に重点を置くのではなく、市民の健康増進を図るため特定健診等の実施等による保健指導に力を注ぐべきと考えるが、国保の特別調整交付金の基礎データとなることから、改善を図り継続をすることが賢明